

定例教育委員会

議

案

議案第 25 号

坂井市みくに龍翔館条例施行規則及び坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

坂井市みくに龍翔館条例施行規則及び坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市みくに龍翔館条例施行規則及び坂井市教育委員会行政組織規則の一部を
改正する規則

令和5年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

(坂井市みくに龍翔館条例施行規則の一部改正)

第1条 坂井市みくに龍翔館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第53号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

坂井市龍翔博物館条例施行規則

第1条中「坂井市みくに龍翔館条例」を「坂井市龍翔博物館条例」に改める。

第2条の見出しを「(入館料の支払等)」に改め、同条第1項中「入館の承認」を「入館料」に改め、「現金」の次に「又は振込等」を加え、「入館券(様式第1号)を購入して、入館料を納付したときに行う」を「入館券又は年間入館券を購入して、入館料を納付するものとする」に改め、同条第2項中「入館の承認をしたときは」を「前項の場合において」に改め、「(様式第2号)」を削る。

第3条を削る。

第4条の見出し中「入館料等」を「入館料」に改め、同条第1項中「条例第8条」を「条例第7条」に改め、「又は使用料(以下「入館料等」という。)」を削り、同条第2項中「入館料等」を「入館料」に、「みくに龍翔館入館料(使用料)減免申請書(様式第5号)」を「坂井市龍翔博物館入館料減免申請書(様式第1号)」に、「教育委員会」を「坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第4条第3項中「みくに龍翔館入館料(使用料)減免承認書(様式第6号)」を「坂井市龍翔博物館入館料減免承認書(様式第2号)」に改め、同条第4項中「入館料等」を「入館料」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「入館料等」を「入館料」に改め、同条中「及び使用料」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表中「第4条関係」を「第3条関係」に、「使用する場合」を「入館する場合」に、「市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員」を「教職員が小中学校及び高等学校の児童又は生徒の引率として入館する場合」に改める。

様式第1号から様式第4号までを削る。

様式第5号を次のように改め、同様式を様式第1号とする。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

坂井市教育委員会 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

坂井市龍翔博物館入館料減免申請書

坂井市龍翔博物館条例施行規則第3条の規定により下記のとおり入館料を減免して下さるよう申請
します。

記

事 業 名	
責 任 者 氏 名	
入 館 人 員	人(うち引率者 人)
入 館 日 時	年 月 日 時
減免申請の理由	
減免を受けよ うとする額	円

様式第6号を次のように改め、同様式を様式第2号とする。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

坂井市教育委員会

坂井市龍翔博物館入館料減免承認書

年 月 日付けをもって申請があった坂井市龍翔博物館の入館料の減免について下記のとおり承認します。

記

事業名	
責任者氏名	
入館人員	人(うち引率者 人)
入館日時	年 月 日 時
減免の額	円
減免承認の理由	

(坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第2条 坂井市教育委員会行政組織規則（平成19年坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次及び第7条の表中「みくに龍翔館」を「龍翔博物館」に改める。

第3章第2節中「第6款 みくに龍翔館」を「第6款 龍翔博物館」に改める。

第13条中「みくに龍翔館」を「龍翔博物館」に、「坂井市みくに龍翔館条例」を「坂井市龍翔博物館条例」に改める。

第15条第1項の表中「みくに龍翔館」を「龍翔博物館」に改め、同条第2項の表中「みくに龍翔館」を「龍翔博物館」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

坂井市みくに龍翔館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第53号)新旧対照表(第1条関係)

改正案(新)	現行(旧)
<p style="text-align: center;"><u>坂井市龍翔博物館条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>坂井市龍翔博物館条例</u>(平成18年坂井市条例第170号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(入館料の支払等)</u></p> <p>第2条 条例第6条の規定による<u>入館料</u>は、団体にあつては現金又は振込等により、個人にあつては<u>入館券又は年間入館券を</u>購入して、<u>入館料を納付するものとする。</u></p> <p>2 前項の場合において、団体にあつては領収書を発行し、個人にあつては入館券に領収印を押し<u>て</u>交付するものとする。</p> <p><u>(入館料の減免)</u></p> <p>第3条 条例第7条の規定により入館料を減免することができる場合は、別表に定めるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>坂井市みくに龍翔館条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>坂井市みくに龍翔館条例</u>(平成18年坂井市条例第170号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(入館の承認)</u></p> <p>第2条 条例第6条の規定による<u>入館の承認</u>は、団体にあつては現金により、個人にあつては<u>入館券(様式第1号)を</u>購入して、<u>入館料を納付したときに行う。</u></p> <p>2 <u>入館の承認をしたときは</u>、団体にあつては領収書を発行し、個人にあつては入館券に領収印(様式第2号)を押し<u>て</u>交付するものとする。</p> <p><u>(施設の使用許可)</u></p> <p>第3条 特別展示室を使用しようとする者は、みくに龍翔館使用許可申請書(様式第3号)を15日前までに提出して、<u>条例第6条第1項の規定により使用の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>は、前項の使用を許可したときは、みくに龍翔館使用許可書兼使用料領収書(様式第4号)を申請者に交付する。</p> <p><u>(入館料等の減免)</u></p> <p>第4条 条例第8条の規定により入館料又は使用料(以下「入館料等」という。)を減免することができる場合は、別表に定めるとおりとする。</p>

2 前項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、坂井市龍翔博物館入館料減免申請書(様式第1号)を提出し、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、教育委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、前項の申請に対し減免を承認したときは、坂井市龍翔博物館入館料減免承認書(様式第2号)を交付する。

4 減額後の入館料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(入館料の返還)

第4条 既納の入館料_____は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部に還付することができる。

(その他)

第5条 (略)

別表(第3条関係)

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で <u>入館する</u> 場合	免除
② <u>教職員等が小中学校及び高等学校の児童又は生徒の引率として入館する場合</u>	免除
③ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で <u>入館する</u> 場合	50%

2 前項の規定により入館料等の減免を受けようとする者は、みくに龍翔館入館料(使用料)減免申請書(様式第5号)を提出し、教育委員会_____の承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請に対し減免を承認したときは、みくに龍翔館入館料(使用料)減免承認書(様式第6号)を交付する。

4 減額後の入館料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(入館料等の返還)

第5条 既納の入館料及び使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部に還付することができる。

(その他)

第6条 (略)

別表(第4条関係)

区分	減免割合
① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で <u>使用する</u> 場合	免除
② 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で <u>入館する場合及びその引率する教職員</u>	免除
③ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
④ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で <u>使用する</u> 場合	50%

⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下	⑤ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下
様式第1号		様式第1号	
様式第2号		様式第2号	
		様式第3号	
		様式第4号	
		様式第5号	
		様式第6号	

坂井市教育委員会行政組織規則(平成19年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <p>第2章 本庁</p> <p> 第1節 本庁に置く課(第4条)</p> <p> 第2節 事務分掌(第5条・第6条)</p> <p>第3章 教育機関</p> <p> 第1節 総則(第7条)</p> <p> 第2節 教育機関の名称等</p> <p> 第1款 小・中学校(第8条)</p> <p> 第2款 幼稚園(第9条)</p> <p> 第3款 学校給食センター(第10条)</p> <p> 第4款 青少年愛護センター(第11条)</p> <p> 第5款 図書館(第12条)</p> <p> 第6款 <u>龍翔博物館</u> (第13条)</p> <p>第4章 職制</p> <p> 第1節 本庁の職制(第14条)</p> <p> 第2節 教育機関の職制(第15条)</p> <p>附則</p> <p>(教育機関)</p> <p>第7条 法律又は条例により設置された教育機関は、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <p>第2章 本庁</p> <p> 第1節 本庁に置く課(第4条)</p> <p> 第2節 事務分掌(第5条・第6条)</p> <p>第3章 教育機関</p> <p> 第1節 総則(第7条)</p> <p> 第2節 教育機関の名称等</p> <p> 第1款 小・中学校(第8条)</p> <p> 第2款 幼稚園(第9条)</p> <p> 第3款 学校給食センター(第10条)</p> <p> 第4款 青少年愛護センター(第11条)</p> <p> 第5款 図書館(第12条)</p> <p> 第6款 <u>みくに龍翔館</u> (第13条)</p> <p>第4章 職制</p> <p> 第1節 本庁の職制(第14条)</p> <p> 第2節 教育機関の職制(第15条)</p> <p>附則</p> <p>(教育機関)</p> <p>第7条 法律又は条例により設置された教育機関は、次のとおりとする。</p>

教育機関	所属する課等
小・中学校 幼稚園	教育総務課
三国学校給食センター 春江坂井学校給食センター	学校教育課
青少年愛護センター	生涯学習スポーツ課
三国図書館 丸岡図書館 春江図書館 坂井図書館	図書館
<u>龍翔博物館</u>	文化課

第6款 龍翔博物館

第13条 龍翔博物館 の名称等は、坂井市龍翔博物館条例（平成18年坂井市条例第170号）に定めるところによる。

（教育機関に置く職及びその職務）

第15条 次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関	職務
館長	図書館 <u>龍翔博物館</u>	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	学校給食センター	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 本庁の職の次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる教育機関

教育機関	所属する課等
小・中学校 幼稚園	教育総務課
三国学校給食センター 春江坂井学校給食センター	学校教育課
青少年愛護センター	生涯学習スポーツ課
三国図書館 丸岡図書館 春江図書館 坂井図書館	図書館
<u>みくに龍翔館</u>	文化課

第6款 みくに龍翔館

第13条 みくに龍翔館 の名称等は、坂井市みくに龍翔館条例（平成18年坂井市条例第170号）に定めるところによる。

（教育機関に置く職及びその職務）

第15条 次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関	職務
館長	図書館 <u>みくに龍翔館</u>	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	学校給食センター	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 本庁の職の次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる教育機関

の組織に置くことができる。この職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関	職務
参事	学校給食センター 図書館 <u>龍翔博物館</u>	上司の命を受け、所属事務に参画する。
館長補佐 所長補佐	学校給食センター 図書館 <u>龍翔博物館</u>	館長、所長及び参事を補佐し、所属事務を処理する。

3・4 (略)

の組織に置くことができる。この職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関	職務
参事	学校給食センター 図書館 <u>みくに龍翔館</u>	上司の命を受け、所属事務に参画する。
館長補佐 所長補佐	学校給食センター 図書館 <u>みくに龍翔館</u>	館長、所長及び参事を補佐し、所属事務を処理する。

3・4 (略)

議案第26号

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、次のとおり承認を
求める。

令和5年2月21日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

令和5年 月 日
坂井市教育委員会訓令第 号

坂井市教育委員会事務決裁規程（平成18年坂井市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第3条関係）中「みくに龍翔館」を「龍翔博物館」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会事務決裁規程(平成18年坂井市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

改正案（新）					現行（旧）						
別表第3(第3条関係) 個別的専決事項 (略) <u>龍翔博物館</u>					別表第3(第3条関係) 個別的専決事項 (略) <u>みくに龍翔館</u>						
専決事項		専決区分	教育部長	館長等	備考	専決事項		専決区分	教育部長	館長等	備考
1 関係機関、関係団体との連絡調整に関すること。				○		1 関係機関、関係団体との連絡調整に関すること。				○	
2 施設の管理運営に関すること。				○		2 施設の管理運営に関すること。				○	
3 事業の企画実施及び調整。		重要		○		3 事業の企画実施及び調整。		重要		○	

議案第 27 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司